

指定通所介護利用契約書 ホームライフひむか デイサービス

以下、「利用者」といいます)とホームライフひむかデイサービス(以下、「事業者」といいます)は、事業者が利用者に対して行う通所介護について、次のとおり契約します。

○ 第1条(契約の目的)

事業者は、利用者に対し、介護保険法令の趣旨にしたがって、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう通所介護・介護予防通所介護を提供し、利用者は、事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

○ 第2条(契約期間)

- 1 この契約の契約期間は 令和 年 月 日から利用者の要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。
- 2 契約満了の2日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申し出がない場合、契約は自動更新されるものとします。

○ 第3条(通所介護計画)

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「通所介護計画・介護予防通所介護計画」を作成します。

事業者は、この「通所介護計画・介護予防通所介護計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

○ 第4条(通所介護の提供場所・内容)

- 1 通所介護の提供場所は食堂兼機能訓練室です。所在地および設備の概要は【契約書別紙】のとおりです。
- 2 事業者は、第3条に定めた通所介護計画に沿って通所介護を提供します。事業者は通所介護の提供にあたり、その内容について利用者に説明します。
- 3 利用者は、サービス内容の変更を希望する場合には、事業者に申し入れることができます。その場合、事業者は、可能な限り利用者の希望に添うようにします。

○ 第5条(サービスの提供の記録)

- 1 事業者は、通所介護の実施ごとに、サービスの内容等をこの契約書と同時に交付する書式の記録票に記入し、サービスの終了時に利用者の確認を受けることとします。利用者の確認を受けた後、その控えを利用者に交付します。
- 2 事業者は、サービス提供記録を作成することとし、この契約の終了後2年間保管します。
- 3 利用者は、事業者の営業時間内にその事業所にて、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録を閲覧できます。
- 4 利用者は、当該利用者に関する第2項のサービス実施記録の複写物の交付を受けることができます。

○ 第6条(料金)

- 1 利用者は、サービスの対価として【契約書別紙】に定める利用単位毎の料金をもとに計算された月ごとの合計額を支払います。
- 2 事業者は、当月の料金の合計額の請求書に明細を付して、毎月末日から翌月初日までに利用者に送付します。

- 3 利用者は、当月の料金の合計額を翌月15日までに支払います。
お支払い方法は、直接ホーム持参、銀行振込、口座引落の中から選べます。
- 4 事業者は、利用者から料金の支払いを受けたときは、利用者に対し領収証を発行します。

○ 第7条(サービスの中止)

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供日の前日午後5時まで(前日が日曜日の場合は土曜日の午後5時まで)に通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス提供日の前日午後5時までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して【契約書別紙】に定める計算方法により、料金の全部または一部を請求することができます。この場合の料金は第6条の他の料金の支払いと合わせて請求します。
- 3 事業者は、利用者の体調不良等の理由により、通所介護の実施が困難と判断した場合、サービスを中止することができます。この場合の取扱いについては【契約書別紙】に記載したとおりです。

○ 第8条(料金の変更)

- 1 事業者は、利用者に対して、1ヶ月前までに文書で通知することにより利用料および食費等の単価の変更(増額または減額)を申し入れることができます。
- 2 利用者が料金の変更を承諾する場合、新たな料金に基づく【契約書別紙】を作成し、お互いに取り交わします。
- 3 利用者は、料金の変更を承諾しない場合、事業者に対し、文書で通知することにより、この契約を解約することができます。

○ 第9条(契約の終了)

- 1 利用者は事業者に対して、1週間の予告期間をおいて文書で通知をすることにより、この契約を解約することができます。ただし、利用者の病変、急な入院などやむを得ない事情がある場合は、予告期間が1週間以内の通知でもこの契約を解約することができます。
- 2 事業者はやむを得ない事情がある場合、利用者に対して、1ヶ月間の予告期間をおいて理由を示した文書で通知することにより、この契約を解約することができます。
- 3 次の事由に該当した場合は、利用者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 事業者が正当な理由なくサービスを提供しない場合
 - ② 事業者が守秘義務に反した場合
 - ③ 事業者が利用者やその家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合
 - ④ 事業者が破産した場合
- 4 次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することにより、直ちにこの契約を解約することができます。
 - ① 利用者のサービス利用料金の支払が2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払われない場合
 - ② 利用者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、または利用者の入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合
 - ③ 利用者またはその家族が事業者やサービス従業者または他の利用者に対して、この契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合
- 5 次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
 - ① 利用者が介護保険施設に入所した場合
利用者の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合
 - ③ 利用者が死亡した場合

○ 第10条(秘密保持)

- 1 事業者および事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。
- 2 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。
- 3 事業者は、利用者の家族から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、当該家族の個人情報を用いません。

○ 第11条(賠償責任)

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

○ 第12条(緊急時の対応)

事業者は、現に通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

○ 第13条(連携)

- 1 事業者は、通所介護の提供にあたり、介護支援専門員および保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。
- 2 事業者は、この契約書の写しを介護支援専門員に速やかに送付します。
- 3 事業者は、この契約の内容が変更された場合またはこの契約が終了した場合は、その内容を記した書面の写しを速やかに介護支援専門員に送付します。なお、第9条2項または4項に基づいて解約通知をする際は事前に介護支援専門員に連絡します。

○ 第14条(相談・苦情対応)

事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、通所介護に関する利用者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

○ 第15条(本契約に定めのない事項)

- 1 利用者および事業者は、信義誠実をもってこの契約を履行するものとします。
- 2 この契約に定めのない事項については、介護保険法令その他諸法令の定めるところを尊重し、双方が誠意を持って協議のうえ定めます。

○ 第16条(裁判管轄)

この契約に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、利用者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者、事業者が署名押印の上、1通ずつ
保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

契約者氏名

事業者

<事業者名> ホームライフ ひむか デイサービス (指定番号4570500720)

<住 所> 小林市堤2076-1

<代表者名> 久保田 幸作 印

利用者

<住 所>

<氏 名> 印

(代理人)

<住 所>

<氏 名> 印

(続柄)

通所介護重要事項説明書

< 年 月 日 現在 >

1. 当事業所センターが提供するサービスについての相談窓口

電話 0984-27-3751 (午前8時30分～午後5時30分まで)
 担当 福丸 幸治 * ご不明な点は、なんでもおたずねください。

2. ホームライフひむかデイサービスの概要

(1) 提供できるサービスの種類と地域

名称	ホームライフ ひむか デイサービス
所在地	宮崎県小林市堤2076-1
介護保険指定番号	4570500720
サービスを提供 する対象地域 *	①小林市 ②高原町 ③えびの市 ④都城市

* 上記地域以外の方でもご希望の方はご相談ください。

(2) 同事業所の職員体制

	資格	常勤	非常勤	業務内容	計
管理者		1名		業務の一元的な管理	1名
生活相談員	介護福祉士	2名		生活相談及び指導	2名
機能訓練指導員	理学療法士	2名		身体機能の向上	2名
	看護師				
事務職員			1名		1名
介護・看護職員	看護婦(士)	1名		心身に健康管理・口腔衛生と機能の	1名
	准看護婦(士)	1名		チェック及び指導・保健衛生管理	1名
	介護福祉士	7名		介護業務	7名
	1～2級修了者	1名		介護業務	1名
	実務者研修	2名		介護業務	2名
	その他				

(3) 同事業所の設備の概要

定員	35名	静養室	1床(敷き・掛け布団各1枚・枕1個)
食堂兼機能訓練室	1室 122.19㎡ 机5台・椅子20脚・滑車1個 握力計1個・平行棒1セット	相談室	1室
		事務室	机4台・椅子4脚・パソコン4台 保管庫4台
浴室(脱衣室)	個俗型介護浴槽2個 シャワーチェアー1個 シャワーキャリー1個	トイレ	カーテン2枚
		非常用設備	火災報知器・スプリンクラー・消火器
		送迎車	2台

(4) 営業日時・営業時間

月～土・祝日	午前8時30分～午後5時30分(サービス提供時間:午前9時00分～午後4時10分)
※日を除く	

* 緊急連絡電話 090-2504-9197 但し、緊急を要する場合など24時間体制で連絡がとれるようになっています。

3. サービス内容

- ① 送迎
- ② 食事
- ③ 入浴
- ④ 機能訓練
- ⑤ 生活相談 等

4. 料金

(1) 利用料金

① 通所介護利用料

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担 額 1割	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担 額 2割	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担 額 3割
要介護度1	¥6,580	¥658	¥1,316	¥1,974
要介護度2	¥7,770	¥777	¥1,554	¥2,331
要介護度3	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
要介護度4	¥10,230	¥1,023	¥2,046	¥3,069
要介護度5	¥11,480	¥1,148	¥2,296	¥3,444

要介護者					
加算	利用料	利用者負担額1割	利用者負担額2割	利用者負担額3割	算定回数等
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円	22円	44円	66円	サービス提供日数
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円	18円	36円	54円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円	6円	12円	18円	
中重度者ケア体制加算	450円	45円	90円	135円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	560円	56円	112円	168円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	850円	85円	170円	255円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	200円	20円	40円	60円	入浴介助を実施した 日数
入浴介助加算(Ⅰ)	400円	40円	80円	120円	
入浴介助加算(Ⅱ)	550円	55円	110円	165円	

要介護者			
加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000	左記の1割・2割・3割	基本サービス費に各種加算減算を 加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000		

- ② 送迎代 片道1回あたり 無料 ※ 実施地域を越えて要した交通費は片道250円です。
- ③ 昼食代他 1日あたり 500円
- ④ その他 上記の他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用等は自己負担となります。

(2) キャンセル料

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合*	無 料
② ご利用日の当日午前8時までにご連絡いただいた場合	デイサービス利用料の50%
③ ご利用日の当日午前8時までにご連絡がなかった場合	デイサービス利用料の 全 額

- * ご利用日が月曜日または休前日の場合ご注意ください。
- * 但しご契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

(3) 支払方法

毎月、末日から翌月初日までに前月分の請求をいたしますので、15日以内にお支払いください。
お支払いいただきますと、領収証を発行します。

お支払方法は、直接ホーム持参、銀行振込、口座引落の中からご契約の際に選べます。

5. サービスの利用方法

(1) サービスの利用開始

まずは、お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。

契約後、通所介護計画作成し、サービスの提供を開始します。

※ 居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

(2) サービスの終了

① お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1週間前までに文書でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③ 自動終了

以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了いたします。

- ・ お客様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様の要介護認定区分が、非該当(自立)と認定された場合

※ この場合、条件を変更して再度契約することができます。

- ・ お客様がお亡くなりになった場合

④ その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、お客様ご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当事業所が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。
- ・ お客様が、サービス利用料金の支払を2ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず15日以内に支払わない場合、お客様が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合、お客様が入院もしくは病気等により、3ヶ月以上にわたってサービスが利用できない状態であることが明らかになった場合、またはお客様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座に契約を終了させていただく場合がございます。

6. 当事業所のデイサービスの特徴等

(1) 運営の方針

要介護状態(要支援状態)にある利用者(以下「利用者」という。)の心身の特徴を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、機能訓練等の介護その他生活全般にわたる援助を行います。

利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立ったサービス提供に努めます。

居宅介護支援事業者、関係市町村及び地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

また、都道府県及び市町村が条例で定める基準等の内容を遵守し、事業を運営します。

(2) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
男性介護職員の有無	○	
時間延長の可否	○	
従業員への研修の実施	○	年2回 継続研修を実施しています
サービスマニュアルの作成	○	
その他		

(3) サービス利用に当たっての留意事項

- ・利用者又はその家族は体調の変化があった際には事業の従業員にご一報下さい。
- ・利用者は、事業所内の機械及び器具を利用される際、必ず従業員に声をかけてください。
- ・事業所内での金銭及び食物等のやりとりは、ご遠慮ください。
- ・従業員に対する贈り物や飲食のおもてなしは、お受けできません。
- ・お弁当の持ち込みはご希望により応じておりますが、持ち込まれた弁当等の管理や衛生面、及びこれに関わる事故(食中毒等)につきましては、責任を負いかねますのでご了承ください。

7. 緊急時の対応方法

サービス提供時に利用者の症状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や協力医療機関への連絡等必要な措置を講じます。
親族、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

・協力医療機関

	国民健康保険高原病院
住 所	西諸県郡高原町大字西麓871
連 絡 先	0984-42-1022
	池 田 病 院
住 所	宮崎県小林市真方27-1
連 絡 先	0984-23-3535

8. 非常災害対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ防災計画を作成し、防災訓練に基づき、年2回利用者及び従業員の訓練を行います。

防火責任者	本吉 賢一
-------	-------

9. 虐待防止

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講ずるものとする。
 1. 虐待の防止に関する責任者の選定
 2. 虐待防止の為の指針の整備
 3. 虐待防止の為の対策を検討する委員会の設置
 4. 従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
 5. その他虐待防止の為に必要な措置
- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

10. 業務継続計画の策定等

- 1 事業所は、感染症や非常災害の発生において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図る為の計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更をおこなうものとする。

11. 衛生管理等

事業所は、事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延防止予防の為の対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことが出来るものとする。)をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知する。

(2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止の為の指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止の為の研修及び訓練を定期的に実施する。

12. 身体拘束

事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急をやむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむをえない理由を記録するものとする。

13. 職場におけるハラスメントの防止

事業所は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動及び優位的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害される事を防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

14. 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、ご家族、市町村、関係医療等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録し、賠償すべき事故の場合には、損害賠償を速やかに行います。

15. 第三者評価実施状況

当事業所は、第三者評価機関による評価を実施しておりません。

16. サービス内容に関する苦情

① 当事業所のご利用者相談・苦情担当

受 付 日 時	月曜日～金曜日	午前8時30分～午後5時30分
担 当	常設の窓口・福丸 幸治	
電 話	0984-27-3751	

② その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口等に苦情を伝えることができます。

小林市役所 福祉課	
所 在 地	宮崎県小林市細野300
電 話	0984-23-0111
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分
高原町役場介護保険担当課	
所 在 地	宮崎県西諸郡高原町西麓899番地
電 話	0984-42-2111
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分
えびの市役所 福祉事務所	
所 在 地	宮崎県えびの市大字栗下1292
電 話	0984-35-1111
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分
都城市 社会福祉協議会	
所 在 地	宮崎県都城市松元町4街区17号
電 話	0986-25-2123
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分
宮崎県 国民健康保険団体連合会	
所 在 地	宮崎県宮崎市下原町231-1
電 話	0985-35-5301
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分
宮崎県 社会福祉協議会	
所 在 地	宮崎県宮崎市下原町2-22
電 話	0985-22-3145
受 付 時 間	午前8時30分～午後5時30分

17. 当事業所の概要

事業所・施設名

ホームライフ ひむか デイサービス

代表者氏名

久保田 幸作

所在地・電話番号

宮崎県小林市堤2076-1 0984-27-3751

定款の目的に定めた事業

- 1、土木工事業及びほ装工事業
- 2、建築工事業及び大工工事業
- 3、水道施設工事業及びとび・土工工事業
- 4、鋼構造物工事業及び屋根工事業
- 5、鉄筋工事業及び塗装工事業
- 6、防水工事業
- 7、不動産売買及び仲介業
- 8、有料老人ホームの経営
- 9、介護保険法に基づく訪問介護
- 10、介護保険法に基づく訪問入浴介護
- 11、介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- 12、介護保険法に基づく住宅改修事業
- 13、ショートステイ施設の経営
- 14、グループホームの企画、運営
- 15、通所介護及びデイサービス
- 16、前各号に附帯する一切に事業

令和 年 月 日

通所介護の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 宮崎県小林市堤2076-1
名 称 ホームライフ ひむか デイサービス 印

説明者 所属
氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から通所介護についての重要事項の説明を受けました。

利用者 住所
氏名 印

(代理人) 住所
氏名 印
続柄()

※ 本重要事項説明書と同時に「契約書」にも署名・押印し、それをもって契約開始となる

【契約書別紙】

○ 担当者（デイサービスの管理者・生活相談員等）

管理者 氏名	福丸 幸治	連絡先:0984-27-3751
相談員 氏名	福丸 幸治	

○ 通所介護の内容

- ・ ご利用日 月曜日～土曜日
- ・ ご利用時間 午前8時30分～午後5時30分
サービス提供時間 午前9時00分～午後4時10分
- ・ ご利用場所 小林市堤2076-1 ホームライフ ひむか デイサービス
- ・ ご利用可能設備等 食堂兼機能訓練室 122.19㎡
相談室
浴室(個浴型介護浴槽・特殊浴槽) 送迎車 2台
- ・ サービス内容 通所介護計画に沿って、送迎、食事の提供、入浴介助、機能訓練
その他必要な介護等を行います。

○ 料金

- ・ デイサービス利用料

	1日あたりの利用料金	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 1割	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 2割	介護保険適用時の 1日あたりの自己負担額 3割
要介護度1	¥6,580	¥658	¥1,316	¥1,974
要介護度2	¥7,770	¥777	¥1,554	¥2,331
要介護度3	¥9,000	¥900	¥1,800	¥2,700
要介護度4	¥10,230	¥1,023	¥2,046	¥3,069
要介護度5	¥11,480	¥1,148	¥2,296	¥3,444

要介護者					
加算	利用料	利用者負担額1割	利用者負担額2割	利用者負担額3割	算定回数等
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	220円	22円	44円	66円	サービス提供日数
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	180円	18円	36円	54円	
サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	60円	6円	12円	18円	
中重度者ケア体制加算	450円	45円	90円	135円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	560円	56円	112円	168円	
個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	850円	85円	170円	255円	
個別機能訓練加算(Ⅱ)	200円	20円	40円	60円	
入浴介助加算(Ⅰ)	400円	40円	80円	120円	入浴介助を実施した 日数
入浴介助加算(Ⅱ)	550円	55円	110円	165円	

要介護者			
加算	利用料	利用者負担額	算定回数等
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 92/1000	左記の1割・2割・3割	基本サービス費に各種加算減算を 加えた総単位数(所定単位数)
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 90/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 80/1000		
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 64/1000		

- ・送迎代 片道1回あたり 無料
但し、実施地域を超えて要した交通費は片道250円かかります。
- ・昼食代・おやつ代 1日あたり500円
- ・その他、おむつ代、レクリエーションにかかる費用は自己負担となります。
 - * 介護保険適用の場合でも、保険料の滞納等により、保険給付金が直接事業者を支払われない場合があります。その場合は一旦利用料金の全額を支払って頂きます。お支払いされますと、当事業所からサービス提供証明書を発行いたしますので、このサービス提供証明書を後日、市町村の窓口へ提出すると全額を払い戻しされます。

○ キャンセル規定

お客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

① ご利用日の前営業日午後5時までにご連絡いただいた場合	無料
② ご利用日の当日午前8時までにご連絡いただいた場合	デイサービス利用料の50%
③ ご利用日の当日午前8時までにご連絡がなかった場合	デイサービス利用料の全額

* ご利用日が月曜日または休前日の場合ご注意ください。

○ 健康上の理由による中止

- ① 風邪、病気の際はサービスの提供をお断りすることがあります。
- ② 当日の健康チェックの結果体調が悪い場合、サービス内容の変更または中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。
- ③ ご利用中に体調が悪くなった場合、サービスを中止することがあります。その場合、ご家族に連絡の上、適切に対応します。また、必要に応じて速やかに主治医や協力医療機関に連絡を取る等必要な措置を講じます。

協力医療機関	国民健康保険高原病院	西諸県郡高原町大字西麓871	0984-42-1022
	池田病院	小林市真方27-1	0984-23-3535

※ サービスを中止した場合、同月内であれば、ご希望の日に振り替えることができます。ただし、定員数分の予約が入っている日には振り替えできませんのでご了承ください。

○ 相談、要望、苦情等の窓口

通所介護に関する相談、要望、苦情等はサービス提供責任者か下記窓口までお申し出下さい。

☆サービス相談窓口☆ 0984-27-3751 常設の窓口

＜事業者名＞ホームライフ ひむか デイサービス 介護保険指定番号 4570500720
 ＜住 所＞小林市堤2076-1
 ＜代表者名＞久保田 幸作 印

上記内容の説明を受け、了承しました。

令和 年 月 日 <利用者氏名> 印

(<代理人氏名> 印 続柄())